

令和6年度

近江八幡市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

令和6年3月

近江八幡市

目次

1 総則	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の区域	1
1-3 計画の期間	1
1-4 計画の構成	1
2 ごみ処理実施計画	2
2-1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	2
2-2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
(1) 行政の役割（排出抑制策）	2
(2) 市民の役割	3
(3) 事業者の役割	4
2-3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	5
2-4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	6
2-4-1 収集・運搬計画	6
(1) 市が処分を行うもの	6
(2) 再生利用されることが望まれるもの	6
(3) 市で処理を行わないもの	6
(4) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）	7
(5) 収集・運搬処理主体	8
(6) 一般廃棄物処理（収集運搬）業許可業者	8
(7) 一般廃棄物処理（再生活用）業指定業者	9
2-4-2 中間処理計画（再生利用を含む）	10
(1) 環境エネルギーセンター	10
(2) 中間処理フロー	11
2-4-3 最終処分計画	11
(1) 最終処分の方法	11
(2) 最終処分量（予定量）	12
2-5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	12
(1) 近江八幡市環境エネルギーセンター	12
(2) 近江八幡市一般廃棄物最終処分場	13
(3) 三重中央開発㈱	13
(4) 一般廃棄物再生処理業の指定を受けた処理施設	14
2-6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	15
(1) 適正処理困難物（別表1参照）	15
(2) 特別管理一般廃棄物	15
(3) 一般廃棄物処理業許可等に関する計画	15
(4) 危機管理対策	16

1 総則

1-1 計画の目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3、並びに近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成22年12月22日条例第256号）第13条第1項の規定に基づき、近江八幡市の一般廃棄物の処理に関する実施計画を単年度ごとに定めるものである。本計画で定める施策は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき定める。

1-2 計画の区域

近江八幡市内全域

1-3 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1-4 計画の構成

ごみ処理実施計画

- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 ごみ処理実施計画

2-1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(単位：t／年)

種類	家庭系ごみ	事業系ごみ	合計
可燃ごみ	14,505	6,250	20,755
不燃ごみ	853	30	883
資源ごみ	1,386	751	2,137
粗大ごみ	883	109	992
埋立ごみ	383	0	383
集団回収	737	0	737
合計	18,747	7,140	25,887

2-2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

排出抑制のための方策

行政、市民及び事業者それぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となって排出抑制・再資源化の取組を行うため、役割分担を果たしながら効果的な施策の推進に努める。

(1) 行政の役割（排出抑制策）

① 教育、広報・啓発活動の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関することを広報紙、HP、ごみ分別アプリ及びSNS等を活用して周知を徹底する。また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において副読本を使用した教育やごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組んでいく。

② 食品ロスの削減

家庭における取り組みとして、生ごみ処理器の推進や調理くずや副菜などの再調理（リメイク）の推進など自宅での調理時の実践内容、必要なものを必要な分だけ購入するなど買い物時の実践内容、家族に合わせた適量の注文など外食時の実践内容等を広く市民に周知し、日常生活に浸透するように啓発していく。また、外食事業者に対しては、来店者への適量注文の呼びかけ、大盛り早食いを過度に煽るようなメニューの自粛、“半量”、“小盛り”等のメニューの追加等の協力要請のほか、多人数の集客可能なホテル等へは、前述の協力要請内容に加えて「料理との一期一会(15・18)運動」及び「30・10運動」への積極的な取り組みと顧客への呼びかけについても協力を求めていく。

③ 生ごみの減量化

地域、集落単位でのコンポストによる堆肥化の推進や、生ごみ処理器購入補助金制度の充実を図り、生ごみの減量化・堆肥化を推進する。

④ 集団回収活動の活性化

本市では、現在、各種住民団体が行っている集団回収活動に対する奨励金交付制度等を設け、古紙・古布等の再資源化を支援しており、今後ともこれらの活動を活性化するため、必要に応じて支援内容の見直しを行うとともに、取組団体拡充に向けた啓発と市民に対する積極的な利用を呼びかけていくものとする。

⑤ 事業系ごみの排出抑制指導

事業系一般ごみを排出する事業所等に対して、古紙類の分別や生ごみの堆肥化等による排出抑制対策を講じるよう指導するとともに、多量排出事業者については減量化計画の策定を指導していくものとする。

⑥ 収集運搬許可業者及び事業者へのごみ搬入基準の指導（展開検査等）

環境エネルギーセンター搬入時に抜き打ち検査を実施し、ごみの搬入基準や分別について指導する。また、指導に従わない収集運搬許可業者や排出基準を守らない排出事業者に対しては、個別に指導する。

⑦ 各種イベントの開催

リサイクルイベント等の各種イベントを開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する市民意識の高揚を図る。

⑧ 減量化体制の整備

「廃棄物減量等推進審議会」において、ごみの減量化・資源化の促進の具体的方策について引き続き検討するとともに、地域におけるごみの分別指導やごみの減量化を推進するため市民団体の活動を支援する。

(2) 市民の役割

① 資源ごみ等の分別収集

各種住民団体等が実施している集団回収活動に積極的に参加するとともに、本市が実施している資源ごみ等の分別収集に協力する。

② 生ごみの減量化

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食事するようにし、食品ロスの低減に努める。また、生ごみを排出する際は、しっかりと絞って水切りを行うとともに、本市が制定している助成制度等を利用して生ごみ処理器等による堆肥化・減量化を行う。

③ 過剰包装等の自粛

買い物の際には、買い物かごや買い物袋等を持参するよう努めるとともに、贈物等の際にも簡易包装のものを選ぶようにする。また、ごみ減量化・リサイクル協力店等を積極的に利用する。

④ 各種イベント等への参加

ごみ減量及びリサイクルに関する各種イベント（フリーマーケットやリサイクルフェア等）や研修会、講演会等へ積極的に参加する。

⑤ 販売店での引取依頼

家電リサイクル品をはじめ、販売店等で引取可能なものは極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行う。

⑥ 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、割り箸や紙コップ等の使い捨て品を極力使用しないようにする。また、可能な限り、物を永く大切に使い、無駄に消費しない生活スタイルを心がける。

(3) 事業者の役割

① ごみ排出事業者における排出抑制

- 外食事業者は、来店者への適量注文の呼びかけ、大盛り早食いを過度に煽るようなメニューの自粛、“半量”“小盛り”等のメニューの追加等のほか、多人数の集客可能なホテル等では、前述の内容に加えて「料理との一期一会(15・18)運動」及び「30・10運動」への積極的な取り組みと利用者への呼びかけ等により、食品ロスの低減を図る。
- 事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備する。
- 多量のごみを排出する事業所は、ごみ減量化計画を作成し、実行していく。また、事業者及び従業員のごみ減量化に関する意識の高揚を図っていく。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 食品リサイクル法に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進する。

② 製造事業者における排出抑制

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
- 長時間使える製品開発に努め、修理サービス等の拡充を図る。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。

③ 流通業者・販売業者における排出抑制

- 過剰包装を行わず、適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努める。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努める。
- 家電製品等については、極力引き取るよう努める。
- 消費者による買い物袋持参運動等に積極的に協力する。
- 消費者へ再生品の利用を促進していく。

④ その他

本市が実施するごみ減量施策に協力し、事業系ごみの減量化を推進していく。

2-3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
家庭系ごみ（市が処分するごみ）

分別区分		内容例	
可燃ごみ		プラスチック類、生ごみ、紙くず、発砲スチロール、ゴム類、木くず 等	
不燃ごみ		ガラス類、陶磁器類、金属類、電化製品 等	
資源ごみ 等	缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶 等	
	ビン類	無色	色別に分別収集
		茶色	色別に分別収集
		その他の色	色別に分別収集
	ペットボトル	材質表示マークがついたもの	
	紙類	新聞	折込チラシ含む
		雑誌	書籍、百科事典、コピー用紙、はがき 等
		段ボール	菓子箱、ティッシュ箱含む
		紙パック	内側が白色のもの（アルミコーティングしたものは可燃ごみ）
	乾電池	乾電池、コイン電池	
	ライター	ミニガスカートリッジで可燃性ガスが充填されていたもの	
	蛍光管	割れていないもの	
	廃食用油	植物性のみ	
羽毛布団	ダウン率50%以上のみ		
粗大ごみ	家具、布団、自転車、ストーブ等 等 （受入れ基準による）		
家電リサイクル品	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機		
小型家電	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、USBメモリ、電子タバコ 等		
草・木くず・剪定枝	堆肥化等 （木くずは長さ2m以内、直径15cm以内）（竹は50cm以内）		
埋立ごみ	ブロック、レンガ、ガレキ、土 等		

2-4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

2-4-1 収集・運搬計画

(1) 市が処分を行うもの

分別区分		排出形態		収集頻度	収集方法
可燃ごみ		指定ごみ袋	集積所	週2回	委託収集
不燃ごみ		指定ごみ袋	集積所	月1回	委託収集
資源 ごみ 等	缶類		市指定容器	集積所	委託収集
	ビン類	無色			
		茶色			
		その他			
	ペットボトル		紐結束		
	紙類	新聞			
		雑誌			
		段ボール			
		紙パック			
ライター・乾電池		市指定容器			
蛍光管		回収ボックス	拠点回収		
廃食用油		指定なし			
小型家電		回収ボックス	拠点回収		
粗大ごみ		直接搬入または個別収集		個別収集は 週1回(有料)	個別収集は委託収集
家電リサイクル品		別途手数料要			
埋立ごみ		直接搬入			
事業系ごみ		許可業者による収集または直接搬入			

※家庭系ごみの収集日程、収集区域はごみカレンダー(沖島町はゴミ搬出表)による

(2) 再生利用されることが望まれるもの

市で受入、処理ともに行うが、特定事業者において受入、処理(焼却以外)され、確実に再生利用されることが望まれるもの

① 再生利用対象廃棄物

産業廃棄物に分類されない、木くず類、ガレキ・陶器類、木くず・金属・プラスチック類の複合物

(3) 市で処理を行わないもの

① 家電リサイクル法対象品目

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)第2条4項に規定されたもの(ユニット型エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気洗濯機及び衣類乾燥機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)は、指定回収場所まで運搬する。

② 家庭用パソコン

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の規定に基づき実施している使用済小型家電リサイクル事業において、市内15か所に配置している拠点回収専用ボックスに投入可能なノート型パソコン、環境エネルギーセンターに直接搬入されたパソコン（型式不問）は、※認定事業者に引き渡す。

※認定事業者 株式会社水口テクノス
滋賀県甲賀市水口町松尾502-18

③ 羽毛ふとん

施設へ粗大ごみとして直接搬入された場合。また、羽毛ふとん回収イベントにより回収された羽毛ふとんは、※事業者に引き渡す。ただし、ダウン割合50%以上のものに限る。

※事業者 河田フェザー株式会社 名古屋支店
愛知県名古屋市中村区名駅2丁目38番2号 オーキッドビル5階

④ 使用済自動車・二輪車、その他

使用済自動車の再資源化等に関する法律で規定される使用済自動車及び自動二輪車、その他各リサイクル法に基づき処理が規定された廃棄物

⑤ 適正処理困難物

消火器、農機具、プロパンガス(LPG)ボンベ、業務用機器（複合印刷機、冷蔵庫・冷凍庫(フロン有)等）、産業廃棄物、一般廃棄物処理に著しく支障をきたすもの（別表1参照）

⑥ 特別管理一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第3項及び廃棄物処理法施行令第1条に規定の廃棄物）

⑦ 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、適正に分別を区分し排出・持込されたものは収集、受入及び処理を行う。

(4) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業活動に伴って排出されるごみが、排出者自らの責任において適正処理することを原則とする。

排出者は、ごみの排出抑制及び再生利用に努め、分別を徹底し自らが処理できない場合には排出者が直接市の処理施設に搬入するか、または再生事業者や市が許可した一般廃棄物処理(収集運搬・処分)業者を活用する等して適正に処理を行うものとする。また、排出者は生ごみや草木等の処理にあつては、民間の資源化施設も活用しながら飼料化、堆肥化等に可能な限り積極的に取り組むこととする。

(5) 収集・運搬処理主体

収集・運搬の方法

種類	排出場所	収集方法	
		近江八幡地域	安土地域
家庭系可燃ごみ	集積所	行政回収 委託 (株)日吉	行政回収 委託 (株)滋賀衛研
家庭系不燃ごみ	集積所	行政回収 委託 (株)日吉	行政回収 委託 (株)滋賀衛研
家庭系資源ごみ	集積所	行政回収 委託 (株)日吉	行政回収 委託 クリーンぬのびき
家庭系粗大ごみ	家庭	行政回収 委託 (株)日吉	行政回収 委託 クリーンぬのびき
小動物死体	申請者自宅他	行政回収 委託 (株)日吉	行政回収 委託 クリーンぬのびき
事業系ごみ	各事業所	許可業者(下記(6)(7)参照) 又は直接搬入	
家庭系一時多量ごみ	家庭	許可業者(下記(6)(7)参照) 又は直接搬入	

※沖島は沖島のごみ集積所からごみ運搬船を使用した収集運搬を沖島町自治会へ委託
委託業者

委託業者名	所在地
株式会社日吉	近江八幡市北之庄町 908 番地
株式会社滋賀衛研	近江八幡市安土町下豊浦 4756 番地 3
クリーンぬのびき広域事業協同組合	滋賀県東近江市柴原南町 1590 番地

(6) 一般廃棄物処理（収集運搬）業許可業者

許可期間 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

取り扱い物品(取引先) 事業系一般廃棄物、一時的に多量排出される家庭系一般廃棄物
近江八幡地域

許可業者名	所在地
株式会社日吉	近江八幡市北之庄町908番地
有限会社キンキカンセー	近江八幡市安土町上出 560 番地
有限会社ニチナン	近江八幡市多賀町 372 番地 2
柳田政雄	近江八幡市鷹飼町北三丁目 5 番地 16
新田賢	近江八幡市上田町 1058 番地 3

安土地域

許可業者名	所在地
株式会社滋賀衛研	近江八幡市安土町下豊浦4756番地3
株式会社日吉	近江八幡市北之庄町908番地
株式会社木下カンセー	滋賀県大津市大萱一丁目17番14号 松政ビル7階
(株)杉本商事 ※事業系一般廃棄物（フレンドマート安土店限定）	滋賀県彦根市南川瀬町771番地

(7) 一般廃棄物処理（再生活用）業指定業者

指定期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

指定業者名	所在地
株式会社高山	滋賀県長浜市高月町高月611番地の1
ツチダ開発株式会社	滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

番号	指定業者名	処理の区分	取り扱い物品
近八指定 1	(株)高山	中間処理 (破砕)	木くず、竹、草、水草、藻(藻については草等に付着した物に限る。)
近八指定 2	ツチダ開発(株)	中間処理 (破砕)	木くず
近八指定 3	(株)高山	中間処理 (熱分解)	外来種を含む水草、もみ殻、藻(藻については草等に付着した物に限る。)
近八指定 4	ツチダ開発(株)	中間処理 (破砕)	がれき類、瓦
近八指定 5	(株)高山	中間処理 (破砕)	木くず・金属類・プラスチック類の複合物、がれき類、陶器類

※「近八指定 1」及び「近八指定 2」、「近八指定 5」については、一般廃棄物再生輸送業指定あり。

2-4-2 中間処理計画（再生利用を含む）

市が処理、処分する廃棄物は、近江八幡市から発生する家庭系一般廃棄物並びに事業系一般廃棄物とし、環境エネルギーセンター（熱回収施設・リサイクル施設）での中間処理の方法は下記のとおりとする。

(1) 環境エネルギーセンター

品目	処理の方法	中間処理施設 (環境エネルギーセンター)
可燃ごみ	焼却処理（熱回収）し、余熱利用として発電や温水プールへの熱供給を行う。 焼却残渣は、最終処分場にて埋立処分する。	熱回収施設
不燃ごみ	粗大ごみから鉄・アルミを回収した後、破砕選別処理により鉄・アルミ・残渣に選別し、選別残渣は焼却処理（熱回収）、鉄・アルミは資源回収する。	リサイクル施設 破砕選別設備
粗大ごみ		
缶類	アルミ缶とスチール缶に選別し、それぞれを圧縮成形する。選別残渣のうち可燃物は焼却処理・不燃物は破砕選別処理する。	リサイクル施設 資源選別設備
ペットボトル	選別・圧縮・梱包処理する。選別残渣のうち可燃物は焼却処理、不燃物は破砕選別処理する	
ビン類	無色・茶色・その他の色の別に貯留・保管し、残さは破砕選別処理する	リサイクル施設 ストックヤード
新聞		
雑誌		
段ボール		
紙パック		
小型家電		
家電リサイクル品		
羽毛布団		
草・木くず・剪定枝	可燃ごみ・粗大ごみから選別したものを貯留・保管する	

① 搬入ごみからの資源物の抜き取り

直接搬入された可燃ごみ等から、雑誌、段ボール及びペットボトル等再生利用可能なものを選別し、資源物として回収する。

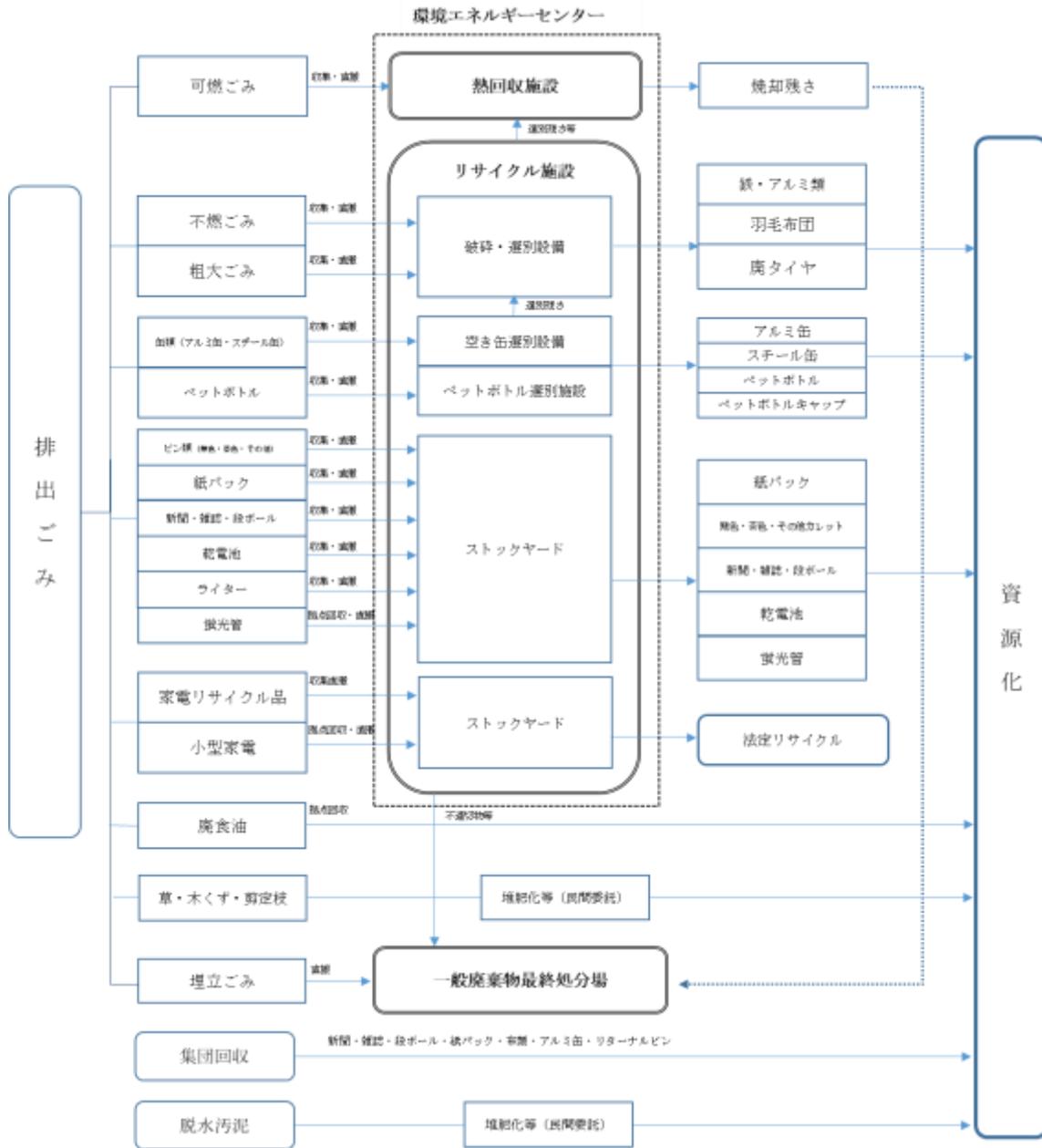
② 不燃ごみ、粗大ごみからの資源回収

不燃ごみ及び粗大ごみについては、リサイクル施設搬入後に鉄・アルミ等の金属類を選別回収し、破砕選別処理においても、鉄類及びアルミ類を機械選別により回収する。

③ 資源ごみの資源化処理

分別収集された資源ごみは、リサイクル施設において選別・圧縮・梱包・保管等の処理を行い、効率的な資源化処理を行う。容器包装のうち缶類（スチール缶・アルミ缶）、ビン類（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル、ペットボトルキャップ、紙パック、段ボール及びその他紙製容器包装（紙箱類）を分別収集し、環境エネルギーセンターのリサイクル施設において選別・圧縮・梱包・貯留・保管等の処理を行う。なお、白色トレイ及びその他プラスチック製容器については、店頭回収の推進を図りつつ、環境エネルギーセンターの熱回収施設において熱回収（発電等）によるサーマルリサイクルを行う。

(2) 中間処理フロー



2-4-3 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

市が処理、処分する廃棄物は、近江八幡市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行う。

集積所回収、拠点回収及び戸別収集しない、かつ環境エネルギーセンターで中間処理が出来ないコンクリートブロック、レンガ、瓦、珪藻土マット等のガレキ類等（建設関連事業所に依らず家庭から排出されたものに限る）の家庭系廃棄物は、排出者が一般廃棄物最終処分場に直接搬入し、最終処分（埋立）する。

環境エネルギーセンターで発生する埋立対象物の焼却残渣は、同センター運営事業者が一般廃棄物最終処分場へ搬入し、最終処分（埋立）する。

最終処分場において浸透水処理工程で発生する脱水汚泥は、埋立処分（自己処分）とする。

(2) 最終処分量 (予定量)

埋立ごみ 数量 3, 144 t/年

2-5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設の概要

(1) 近江八幡市環境エネルギーセンター

施設名称	環境エネルギーセンター		
所在地	近江八幡市竹町1143番地		
敷地面積	約45,900㎡		
竣工年月	平成28年7月		
熱回収施設	処理能力	76t/日 (38t/24h×2基)	
	処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ式焼却炉)	
	設備概要	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
		燃焼設備	ストーカ式
		焼却ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
		排ガス処理設備	有害ガス除去装置+ろ過式集じん装置
		余熱利用設備	発電 (980kw)
通風設備	平衡通風方式		
灰処理設備	飛灰薬剤処理		
リサイクル施設	処理能力	16.35t/日 内訳：不燃・粗大ごみ8.17t/日、缶類0.6t/日 ペットボトル0.87t/日、保管設備6.71t/日	
	処理方式	不燃・粗大ごみ：破碎+磁力選別+風力選別+アルミ選別 缶類：磁力選別+アルミ選別+圧縮 ペットボトル：手選別+圧縮梱包	
	ストックヤード	ビン・紙パック・段ボール・新聞・雑誌・乾電池・蛍光管・羽毛布団等	

※上記処理場へ搬入する一般廃棄物のうち、天災その他市長もしくは管理者が必要と認めるものは、近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成22年近江八幡市条例第256号)に規定する手数料を免除する。

(2) 近江八幡市一般廃棄物最終処分場

施設名称	近江八幡市一般廃棄物最終処分場
所在地	近江八幡市水茎町163番地
竣工年月	平成11年3月
敷地面積	32,256㎡
埋立面積	24,800㎡
埋立容量	157,514m ³
埋立対象	ガレキ類、焼却残さ
しゃ水工	二重しゃ水シート
浸出水 処理施設	処理：90m ³ /日 処理方式：ダイオキシン類処理+カルシウム凝集沈殿 +接触曝気脱窒素処理+凝集沈殿+砂ろ過 +活性炭吸着+滅菌

※上記処理場へ搬入する一般廃棄物のうち、天災その他市長もしくは管理者が必要と認めるものは、近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成22年近江八幡市条例第256号）に規定する手数料を免除する。

(3) 三重中央開発株

施設の名称	三重中央開発株式会社 三重事業所	
所在地	三重県伊賀市与野4713番地	
破砕施設	処理能力	250t/日
焼却施設	処理能力	130t/日
焼却施設 (エネルギー・リサ ⁺)	処理能力	237t/日 237t/日
焙焼施設 (エネルギー・リサ ⁺)	処理能力	187t/日
破砕・圧縮固化 (RPF化)施設	処理能力	69t/日
焙焼施設	処理能力	200t/日
混練造粒施設	処理能力	400t/日

(4) 一般廃棄物再生処理業の指定を受けた処理施設

近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第26条第1項に基づく一般廃棄物再生処理業の指定を受けた処理施設

① 株式会社高山

施設の名称	株式会社高山 近江八幡営業所
所在地	近江八幡市牧町2165番地
取り扱う一般廃棄物の種類	①木くず、竹、草、水草、藻 (藻については、草等に付着したものに限る。) ②外来種を含む水草、もみ殻、藻 (藻については、水草等に付着した物に限る。) ③木くず・プラスチック・金属の複合物等 陶器類、がれき類
処理方式	①中間処理(破碎) ②中間処理(熱分解) ③中間処理(破碎)
公称能力	①移動式破碎機 4.8t/日 一軸破碎機 152.8t/日 二軸破碎機 58.48t/日 ②熱分解処理装置 1.92t/日 脱水機 0.6t/日 ③移動式破碎機 4.8t/日 一軸破碎機 152.8t/日 二軸破碎機 58.48t/日

② ツチダ開発株

施設の名称	ツチダ開発株式会社 エコの駅ツチダ
所在地	近江八幡市長光寺町915番地10
取り扱う一般廃棄物の種類	①木くず ②がれき類、瓦
処理方式	①中間処理(破碎) ②中間処理(破碎)
公称能力	①横型破碎機 135t/日 ②破碎施設 149.2t/日

2-6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 適正処理困難物（別表 1 参照）

(2) 特別管理一般廃棄物

- ① PCB を使用する部品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジ）は、販売店等による業者回収
- ② ごみ処理施設において生じるばいじん（集じん施設によって集められたもの）は、環境エネルギーセンターにおいて薬剤処理
- ③ 感染性一般廃棄物は、専門の業者による処理を医療機関に指導

(3) 一般廃棄物処理業許可等に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 5 項第 2 号（一般廃棄物の収集又は運搬を業の許可）及び同条第 10 項第 2 号（一般廃棄物の処分を業の許可）、並びに、近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第 14 条第 1 項第 2 号（一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業の許可）及び同規則第 35 条第 1 項第 2 号（一般廃棄物再生処理業（再生輸送・再生活用）の指定）の規定により、一般廃棄物処理業許可等に関する計画を次のとおり定めます。

① 一般廃棄物収集運搬業許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現行の処理体制において適正処理が確保されており、既存の許可業者の能力で収集運搬が十分可能な状況であることから、事業系一般廃棄物等が著しく増加し本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、新たな許可を行わない。

ただし、次のいずれかの場合は、この限りではない。

- ・本市又は既存の許可業者が収集運搬できない場合。
- ・広域的な処理やりサイクルを促進する観点から必要と認める場合。
- ・その他、市が収集運搬できない特別な事情等で、市長が認める場合。

② 一般廃棄物処分業許可

一般廃棄物処分業の許可については、現行の処理体制において適正処理が確保されており、既存の許可業者の能力で処分が十分可能な状況であることから、既存施設の処理能力が十分に満たされる状態においては、新たな一般廃棄物処分業の許可は原則行わない。

③ 再生処理業の指定

一般廃棄物再生処理業の指定については、「再生利用されることが確実であると認められた一般廃棄物」に限定されるが、指定基準については「滋賀県産業廃棄物税条例施行規則」第 5 条第 1 項第 1 号イで規定される税免除施設と認定するための基準“指定算式により算定された再生率が 0.9 以上であること”を指定基準の一つとして準用する。

市ごみ処理基本計画、条例等で定めるごみの減量化、資源化等に資するものと判断される場合には積極的に活用し、指定品目についても必要に応じて追加する。また、一般廃棄物再生輸送業の指定は、一般廃棄物再生活用業で指定した品目について指定を行う。

(4) 危機管理対策

- ① 市内において災害及び感染症の発生により市内の一般廃棄物の収集運搬等に支障が生じた場合に一般廃棄物の収集運搬等を迅速かつ円滑に実施できるよう滋賀県環境整備事業協同組合及び収集運搬委託業者等で相互に協力し合う協定を締結している。
- ② 地震等災害及び不測の事態において、市の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について大栄環境株式会社と協定を締結している。